

令和3年1月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)

市町村分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(法) (省)	北海道	社会保障費・臨時財政対策債償還費の増や新型コロナウイルス感染症による地方財政への影響を踏まえた地方一般財源総額の確保・充実	(法律事項) ・新型コロナウイルス感染症の影響により地方交付税の財源である国税の大幅な減収が見込まれることから、財源については地方財政の将来的な負担増とならないよう法定率の引き上げ等により国策として対応されたい。 ・臨時財政対策債の償還額が年々増加しており、今後の基準財政需要額の圧迫要因となっていることから、一般財源総額確保に当たっては、法定率の引き上げを行い可能な限りその縮減を図られたい。 【継続】	(法律事項) 一部採用する。 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅に減収する状況の中、地方財政計画の歳出に、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」を計上することなどにより、水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額を0.2兆円増の62.0兆円、地方交付税総額については、0.9兆円増の17.4兆円を確保し、臨時財政対策債については、概算要求時点では3.7兆円の増としていたところ、これを2.3兆円の増に抑制した。 法定率の見直しについては、令和3年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
2	(法)	仙台市 (宮城県) 大阪市 (大阪府) 尼崎市 (兵庫県)	地方交付税の必要額確保	新型コロナウイルス感染症の影響を含めた地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことにより、地方の安定的な財政運営に必要となる地方交付税額を確保していただきたい。 【新規】	一部採用する。 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅に減収する状況の中、地方財政計画の歳出に、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」を計上することなどにより、水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額を0.2兆円増の62.0兆円、地方交付税総額については、0.9兆円増の17.4兆円を確保し、臨時財政対策債については、概算要求時点では3.7兆円の増としていたところ、これを2.3兆円の増に抑制した。
3	(法)	大阪市 (大阪府)	法定率の引上げ及び臨時財政対策債の抜本的見直しについて	法定率の変更については、地方交付税法第6条の3第2項において定められており、今後も引き続き、地方財政の現状を踏まえ適切に対応されるべきと考える。 地方交付税のあり方については、地方交付税本来の役割である財源保障機能がより適切に発揮されるよう、地方団体の状況を踏まえ、適切な措置を検討いただきたい。 【継続】	一部採用する。 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅に減収する状況の中、地方財政計画の歳出に、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」を計上することなどにより、水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額を0.2兆円増の62.0兆円、地方交付税総額については、0.9兆円増の17.4兆円を確保し、臨時財政対策債については、概算要求時点では3.7兆円の増としていたところ、これを2.3兆円の増に抑制した。 法定率の見直しについては、令和3年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(法)	徳島県	地方交付税の総額確保・機能充実等について	地方公共団体の財政運営に必要となる地方交付税の総額確保を図るとともに、財源保障機能及び財源調整機能が適切に発揮されるよう対処されたい。 【継続】	一部採用する。 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅に減収する状況の中、地方財政計画の歳出に、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」を計上することなどにより、水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額を0.2兆円増の62.0兆円、地方交付税総額については、0.9兆円増の17.4兆円を確保し、臨時財政対策債については、概算要求時点では3.7兆円の増としていたところ、これを2.3兆円の増に抑制した。 法定率の見直しについては、令和3年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 地方団体間の税収の偏在については、地方法人課税の偏在是正措置により、地域間の財政力格差の拡大や、経済社会構造の変化等に対応するとともに、企業の事業活動の実態以上に大都市部に税収が集中する構造的な課題に対処したところである。 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略が始まる令和3年度においても、引き続き1兆円を確保している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(法)	高知県	地方交付税総額の確保	地方交付税総額の確保を図られた 【継続】	一部採用する。 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅に減収する状況の中、地方財政計画の歳出に、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」を計上することなどにより、水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額を0.2兆円増の62.0兆円、地方交付税総額については、0.9兆円増の17.4兆円を確保し、臨時財政対策債については、概算要求時点では3.7兆円の増としていたところ、これを2.3兆円の増に抑制した。 なお、留保財源率の引下げについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの意見、税收確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見など様々な意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
6	(法)	大阪市 (大阪府)	基準財政需要額における標準行政経費の精査について	法定受託事務については、国が実際の決算額に対して全額負担することとした上で、留保財源率を引き上げるとともに、当該事務に係る需要額を算定対象から除外することとされたい。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 地方交付税は、地方交付税法に定める目的のとおり、全国の各地方団体が、法令で義務付けられた事務をはじめ、標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な財源を保障するという極めて重要な役割を担うものであり、法定受託事務かどうかに関わらず、地方財政法第11条の2等の規定に基づき、地方負担については適切に基準財政需要額等に算入しているところ。 今後とも、適切な基準財政需要額の算定に努めてまいりたい。 なお、留保財源率の引上げについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの意見、税収確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見など様々な意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
7	(法)	滋賀県 甲賀市 (滋賀県)	新型コロナウイルス感染拡大に伴う「新しい生活様式」への移行に向けた対応等に係る経費の基準財政需要額への適切な算入	新型コロナウイルスの感染拡大を受け、「新しい生活様式」が示されており、今後、継続的に普及・実践に係る財政需要の増加が見込まれるため、それらの経費について基準財政需要額へ適切に算入されたい。 【新規】	一部採用する。 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅に減収する状況の中、地方財政計画の歳出に、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」を計上することなどにより、水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額を0.2兆円増の62.0兆円、地方交付税総額については、0.9兆円増の17.4兆円を確保し、臨時財政対策債については、概算要求時点では3.7兆円の増としていたところ、これを2.3兆円の増に抑制した。
8	(法)	高知県	会計年度任用職員に係る財政措置	会計年度任用職員制度について、市町村の需要額を適切に算定していただきたい。 【継続】	一部採用する。 令和3年度においては、会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費について、各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を積算している会計年度任用職員については、標準的な勤務形態等に応じて期末手当の支給月数の増によって生じる経費を積算するとともに、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費において所要経費を一括計上することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
9	(法)	甲賀市 (滋賀県)	会計年度任用職員制度にかか る経費の実態を踏まえた適切な算入	令和2年度から施行された会計年度任用職員制度について、令和3年度以降も必要となる経費の増加が見込まれるため、それらの経費についても基準財政需要額へ適切に算入されたい。 【新規】	採用する。 令和3年度においては、会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費について、各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を積算している会計年度任用職員については、標準的な勤務形態等に応じて期末手当の支給月数の増によって生じる経費を積算するとともに、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費において所要経費を一括計上することとしている。
10	(法)	神奈川県	新型コロナウイルス感染症への対応等に 伴う職員人件費の増額について	新型コロナウイルス感染症への対応等により、地方自治体の業務量が増加しているため、基準財政需要額の算定において、職員人件費を増額していただきたい。 【新規】	採用する。 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を令和3年度から2年間かけて約2,700名増員できるよう、地方財政計画に必要な職員数を計上するとともに、地方交付税措置を講ずることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
11	(法) (省)	さいたま市 (埼玉県)	国勢調査人口を測定単位とする費目の適正な算定について	<p>今年度実施が決定している国勢調査について、新型コロナウイルス感染症の影響により、人口速報集計の公表予定が当初の令和3年2月から6月へと延期される予定である。そのため、令和3年度の基礎数値としての国勢調査人口は平成27年度の調査数値を用いざるを得ない可能性がある。</p> <p>その場合、人口動態を適切に反映することができず、国調人口を測定単位とする費目において、当該市町村の実態にそぐわない算定結果となる恐れがある。適切な財政運営に支障のない普通交付税算定が望まれているのであり、住民基本台帳人口を活用した国勢調査人口の特例又は人口急増補正により、基準財政需要額を適切に算定されたい。</p> <p>【新規】</p>	<p>採用する。</p> <p>令和2年国勢調査の人口速報集計については、令和3年6月に公表予定となっている。</p> <p>令和3年度普通交付税の算定においては、令和2年度国勢調査の人口速報集計を使用することにより、各団体の人口動態を適切に反映させた算定を行う。</p>
12	(法)	福岡市 (福岡県)	国勢調査の結果を使用する測定単位について	<p>令和2年国勢調査の速報値の公表が令和3年6月に変更されたため、令和3年度普通交付税への反映が困難と考えられる。</p> <p>しかし、平成27年国勢調査人口を用いることは、実態にそぐわないことから、国勢調査と住基人口の比率から算出した推計人口をも意図するなど、人口動態を適切に反映して頂きたい。</p> <p>推計人口を用いることが困難な場合は、各費目において人口急増・急減補正を設けるなどの対応をして頂きたい。</p> <p>【新規】</p>	<p>採用する。</p> <p>令和2年国勢調査の人口速報集計については、令和3年6月に公表予定となっている。</p> <p>令和3年度普通交付税の算定においては、令和2年度国勢調査の人口速報集計を使用することにより、各団体の人口動態を適切に反映させた算定を行う。</p> <p>なお、人口が測定単位となっている各費目については、全て人口急増補正・人口急減補正の対象となっている(地域振興費(人口)による一括適用)。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
13	(法)	北九州市 (福岡県)	国勢調査の結果を使用 する測定単位について	<p>行政需要を正確に捉えるために一刻も早く速報値による人口を使用することは合理的であるが、国勢調査の翌年度は、日本全国で進む人口減少による影響が先に反映される一方で、近年増大する高齢化に伴う測定単位は変更されないため、この影響による行政需要を捉えきれていない。</p> <p>については、国勢調査の結果を使用する全ての測定単位について、確定値が出る令和4年度に変更して時点を合わすことが合理的であると考えられるため、そのように変更して頂きたい。</p> <p>【新規】</p>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>普通交付税の算定においては、各団体の人口動態を適切に反映させた算定を行うため、「最近の国勢調査の結果による当該地方団体の」人口等を使用している。</p> <p>地方団体ごとに人口動態に差異がある中で、算定に用いる指標のうち人口に係るものについてのみ、算定への反映年度を遅らせることは、これまでの算定との継続性や他の指標とのバランス等に鑑み困難である。</p> <p>ただし、公表時期のずれに伴う基準財政需要額への影響を緩和するため、補正を講じることについて引き続き検討する。</p>
14	(法)	合志市 (熊本県)	測定単位が「人口」の ものを住基人口に見 合ったもので算定	<p>測定単位が人口のものにおいて、国勢調査の人口ではなく、住基人口又は住基人口の伸び率で算定していただきたい。</p> <p>住民基本台帳人口を測定単位とした場合と、現行の人口急増補正の影響額には乖離がある状況。</p> <p>【新規】</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>普通交付税の算定においては、公信力を担保する観点及び国勢調査が現地に居住する人口に係る統計であるという観点から、国の機関統計である国勢調査人口を使用している。</p> <p>また、各年度の全国平均を上回る人口増については住民基本台帳人口の伸び率を使用した人口急増補正により措置している。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
15	(法)	帯広市 (北海道)	トップランナー方式等の導入における地域の実情への配慮	トップランナー方式の導入等については、交付税本来の機能が損なわれないよう、単に人口規模に応じた補正を行うだけではなく、地理的条件や民間事業者の展開度合いといった地域の実情を加味したもとなるよう制度の見直しを検討されたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 令和3年度において、業務改革の取組等の成果の基準財政需要額の算定への反映を行うこととしている業務について、段階的な反映を完了するところ。
16	(法)	島根県	トップランナー方式の導入に当たっては、民間事業者の展開度合いが少ない団体やスケールメリットが働かない団体への配慮	窓口業務の民間委託にあたっては、民間事業者の展開度合いが少ない団体やスケールメリットが働かない団体にとって不利な制度設計とならない様に、慎重な検討を行うこと。 [継続]	採用する。 業務の委託について、委託が進んでいない理由等を踏まえた上で、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を進めているものの、多くの地方団体が民間委託を導入している状況にないため、令和3年度において、業務改革の取組を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映することはしない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
17	(法)	高知県	トップランナー方式の導入における条件不利地域への配慮	トップランナー方式の導入にあたっては、条件不利地域において安定的な財政運営に支障をきたすことのないよう、条件不利地域への配慮を継続していただきたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 令和3年度において、業務改革の取組等の成果の基準財政需要額の算定への反映を行うこととしている業務について、段階的な反映を完了するところ。 窓口業務の委託については、多くの地方団体が民間委託を導入している状況にないため、令和3年度において、業務改革の影響を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映することはしない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[その他の土木費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
18	(法) (省)	熊本県	災害公営住宅家賃低廉 化事業に係る地方負担 額の適切な算入につい て	当県内市町村では平成28年熊本地震を発端に新たな災害公営住宅建設が行われたことから家賃低廉化事業に要する財政需要が発生しているところであるが、単位費用措置のみでは被災地に遍在する災害公営住宅の家賃低廉化事業に要する財政需要を捉えられないため、密度補正において細やかに措置していただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 現行の公営住宅の家賃対策補助等に係る経費については、単位費用措置を行い、一般財源化された公営住宅家賃収入補助及び公営住宅家賃対策等補助に係る経費については、密度補正により需要額を割増し又は割落としをしている。 現行の公営住宅等に係る経費については、地方負担の状況を踏まえ適正な措置方法を検討していきたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[小中学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
19	(法)	旭市 (千葉県) 上越市 (新潟県) 長浜市 (滋賀県) 甲賀市 (滋賀県) 尼崎市 (兵庫県) 尾道市 (広島県) 府中町 (広島県) 南風原町 (沖縄県)	GIGAスクール構想により整備されるICT機器等の維持・更新費用の算入	GIGAスクール構想により整備される機器の維持更新費やICT導入・管理に必要となる人材費等について、適切に基準財政需要額に算入されたい。 [新規]	一部採用する。 教育のICT化に向けた環境整備等については、文部科学省からの要望内容を踏まえて単位費用を積算しているところだが、「GIGAスクール構想」を踏まえ、一部経費に対する措置を見直すこととしている。
20	(法)	王寺町 (奈良県)	義務教育学校設置にかかる普通交付税の算定方法の見直しについて	義務教育学校設置に相応しい需要額の算定をされたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 義務教育学校については、前期課程を小学校費で、後期課程を中学校費で算定しているところ。 これは、学校教育法上、義務教育学校に必要な教育水準は小学校及び中学校と同様であり、追加的な費用が生じることを想定していないことから、小学校費及び中学校費と同様の算定を行っているもの。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[小中学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
21	(法)	鳥栖市 (佐賀県)	特別支援教育支援員に 係る単位費用の拡充	支援を必要とする生徒の増加に伴い、特別支援教育支援員の配置数も増加していることから、特別支援教育支援員にかかる基準財政需要額の単位費用も増額されているが、算入額と歳出額には大きな乖離が生じているため、単位費用のさらなる拡充をしていただきたい。 [新規]	採用する。 特別支援教育支援員に係る経費については、実際の配置人員が増加している実態を踏まえ、措置を拡充することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
22	(法)	川崎市 (神奈川県)	待機児童対策に活用している認可外保育施設経費の基準財政需要額への算定について	増加し続ける保育需要に対応するため、認可外保育施設の活用をしており、その施設運営費等についても適切に基準財政需要額へ反映していただきたい。 [新規]	採用する。 幼児教育・保育の無償化の実施のため、認可外保育施設等に係る施設等利用給付の地方負担分については、内閣府が定める認可保育所における保育料の全国平均額を踏まえた給付基準に従い、基準財政需要額に適切に算入している。今後とも、当該給付基準に従い適切に算定してまいりたい。
23	(法)	京都市 (京都府)	地方単独の医療費助成に関する財政需要の適切な反映について	地方単独の医療費助成である子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、障害者医療費助成については、全国的な実施状況も踏まえ、単位費用に算入し、財政需要を適切に反映されるよう検討されたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。 総務省では、厚生労働省に対し、乳幼児医療費の自己負担のあり方について、医療制度を含む全国的な制度による対応を要請している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
24	(法)	京都府	地方交付税の必要額の確保及び法定率の引上げについて	<p>広範囲の分野の事業を対象とする包括算定経費や費目横断的な補正を含む地域振興費は若干増加しているものの、今後とも適切に財政需要を見込まれるよう検討されたい。</p> <p>臨時財政対策債の発行は交付税を補填する役割を担っているものの、地方の借金であることに変わりなく、公債費抑制や残高削減に悪影響があることから、法定率引上げによる交付税総額の確保を検討されたい。</p> <p>また、新型コロナによる財政需要の増加が見込まれる。地方財政計画の歳出における歳出特別枠や別枠加算の復活も検討されたい。</p> <p>【継続】</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅に減収する状況の中、地方財政計画の歳出に、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」を計上することなどにより、水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額を0.2兆円増の62.0兆円、地方交付税総額については、0.9兆円増の17.4兆円を確保し、臨時財政対策債については、概算要求時点では3.7兆円の増としていたところ、これを2.3兆円の増に抑制した。</p> <p>その上で、包括算定経費の単位費用については、会計年度任用職員制度の平年度化に伴う期末手当等の支給に要する経費の増等により増加しており、地域振興費の単位費用についても、関係人口の創出・拡大に係る事業費の増により増加している。</p> <p>法定率の見直しについては、令和3年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
25	(法)	大阪市 (大阪府)	事業所税の基準財政収入額への不算入あるいは現行制度における収入見合いの基準財政需要額への全額算入について [継続]	事業所税は目的税であるものの、その税収規模は大きく用途も包括的に規定され個々の事業充当までは縛られていないものであり、適切な財政調整機能の発揮という交付税制度の機能を鑑みれば、市町村間の不公平を招かないよう、収入額へ算入されるべきものであると考える。	一部採用する。 事業所税については、目的税であるが、税収規模が大きく、用途が包括的に規定されていること等から、法定普通税と同様に基準財政収入額に算入している。 事業所税見合いの需要については、事業所税収入の用途状況を踏まえつつ、平成30年度から算入額を段階的に引き上げていくこととし、令和3年度も引き続き引き上げることとしている。
26	(法)	守口市 (大阪府)	事業所税の基準財政収入額への不算入あるいは現行制度における収入見合いの基準財政需要額への全額算入について [継続]	事業所税は目的税であるものの、その税収規模は大きく用途も包括的に規定され個々の事業充当までは縛られていないものであり、適切な財政調整機能の発揮という交付税制度の機能を鑑みれば、市町村間の不公平を招かないよう、収入額へ算入されるべきものであると考える。	一部採用する。 事業所税については、目的税であるが、税収規模が大きく、用途が包括的に規定されていること等から、法定普通税と同様に基準財政収入額に算入している。 事業所税見合いの需要については、事業所税収入の用途状況を踏まえつつ、平成30年度から算入額を段階的に引き上げていくこととし、令和3年度も引き続き引き上げることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時費目]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
27	(法) (省)	高知県	「まち・ひと・しごと創生事業費」の事業費の確保及び人口減少等特別対策事業費の算定における条件不利地域への配慮について	「まち・ひと・しごと創生事業費」の事業費の確保及び人口減少等特別対策事業費の算定における条件不利地域への配慮を維持されたい。 [継続]	採用する。 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、令和3年度においても1兆円を確保した。 また、取組の必要度が高いと考えられる条件不利地域への配慮として、これまでと同様に算定額を割増すこととしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
28	(法)	旭川市 (北海道)	臨時財政対策債の廃止	<p>・臨時財政対策債は、その償還額も累増し、財政の硬直化を招く恐れがあることから、国税の法定率引き上げ等により、その縮減を図るべきと考える。</p> <p>令和元年度同意見…一部採用 令和2年度同意見…一部採用</p> <p>【継続】</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅に減収する状況の中、地方財政計画の歳出に、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」を計上することなどにより、水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額を0.2兆円増の62.0兆円、地方交付税総額については、0.9兆円増の17.4兆円を確保し、臨時財政対策債については、概算要求時点では3.7兆円の増としていたところ、これを2.3兆円の増に抑制した。</p> <p>交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p>
29	(法)	佐倉市 (千葉県)	臨時財政対策債の廃止及び過年度発行分の臨時財政対策債元利償還金の全額保証	<p>借金を借金で賄う現行の臨時財政対策債の発行については、持続可能な財政運営の実現に向け、抜本的な見直しを図るべきであり、地方の財源不足については法定率の引き上げによって対応するよう要望する。</p> <p>【継続】</p>	<p>一部採用する。</p> <p>交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>また、元利償還金相当額の全額を後年度の基準財政需要額に算入することで確実に措置している。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
30	(法) (省)	八王子市 (東京都)	財政需要の的確な反映及び国税4税の法定率の引上げによる交付税総額の確保と臨時財政対策債の廃止	地方の実態を踏まえた、必要かつ十分な地方交付税総額を確保すること。 臨時財政対策債の発行可能額について、財政力指数の高い団体へ過度に傾斜した配分とならないようにすること。 [継続]	一部採用する。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。
31	(法)	国立市 (東京都)	臨時財政対策債について	地方財政の財源不足額と地方交付税の法定額との乖離の幅が大きく、かつ、その状態が続いている。臨時財政対策債への振替制度を廃止し、地方が自立できるだけの本格的な税源移譲、若しくは、国税4税の交付税率引き上げを行うこと。 地方交付税制度の抜本的改正がなされるまでの間においても、過去に借り入れた分の元利償還金については、実額が保障されるよう何らかの制度新設・改正を図ること。 [継続]	一部採用する。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 なお、臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている地方一般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されたものであり、その元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[収入総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
32	(法)	大阪市 (大阪府)	地方法人税創設に伴う法人税割減収額の基準財政需要額への適切な算入について	地方法人税創設の影響により交付団体の一般財源が縮小しないよう、法人税割減収額のうち、基準財政収入額に反映されない留保財源相当分25%については、その100%を基準財政需要額へ適切に算入されたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 地方法人課税は、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人割の一部を国税化し、地方交付税原資化したものであり、偏在是正に伴う留保財源減収額に着目して特例措置を講ずることは考えていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
33	(法)	船橋市 (千葉県) 四街道市 (千葉県)	ふるさと納税ワンストップ特例制度により減収となる所得税相当分の補填措置	ふるさと納税による税額控除について、ワンストップ特例制度を利用して減収となった住民税のうち、75%については、基準財政収入額が減少することにより結果として交付税が増加することで措置されている一方、残りの25%については補填がされておらず、利便性の高いワンストップ特例制度の利用が高くなるほど、税収が減少することになる。 ふるさと納税制度により応援したい自治体が潤うほど、居住自治体が減収することは、財源の偏在を生じさせることになるため、ワンストップ特例制度による住民税減収分を100%補填されるよう要望する。	以下の理由により採用しない。 ワンストップ特例制度による個人住民税所得割の寄附金税額控除については、地方税法の規定に基づく税額控除であるため、同制度に係る所得割からの控除額の75%を算定に反映させるものである。
34	(法)	名古屋市 (愛知県)	ふるさと納税による寄附金収入の基準財政収入額への算入について	基準財政収入額の算定の対象は、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入であることから、個人が任意に支出する寄附金を算入しないことはやむを得ないと考える。 しかしながら、交付税算定上、ふるさと納税制度は地方全体の財源不足を実質的に拡大する取扱いとなっているため、ふるさと納税による寄附金収入を基準財政収入額に算入するようお願いしたい。	以下の理由により採用しない。 基準財政収入額は、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入である。 したがって、ふるさと納税を含め、個人が任意に支出する寄附金については、基準財政収入額に算入しないこととしている。 なお、有識者等による「ふるさと納税研究会」の報告書において、「ふるさと納税」の趣旨を踏まえれば、「ふるさと納税」に相当する寄附金についても、これまでと同様の取扱いとし、寄附を受領した地方団体の地方交付税が減少することのないようにすることが望ましい。」とされている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
35	(法)	奈良県	基準財政収入額の算定に係るふるさと納税の取扱いについて	ふるさと納税による寄附受入額が市町村民税の控除額を上回っている場合は、交付税による補填の対象としないこと。	以下の理由により採用しない。 ふるさと納税を含め、個人が任意に支出する寄付金については基準財政収入額に算入しない一方で、寄附金控除については、地方税法の特例措置の規定に基づき生じる減収のため、基準財政収入額に算入することとしている。
36	(法)	横須賀市 (神奈川県)	市民税所得割及び地方消費税交付金の精算制度及び減収補填債制度への追加	市民税所得割及び地方消費税交付金の落ち込みにより、令和2年度における推計基準税額と実績額の乖離額が多大になると見込まれることから、精算制度の対象に追加するとともに、この減収を補填するため、充当先を限定しない減収補填債(特例債)の発行を認めていただきたい。	一部採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税交付金、軽油引取税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。 なお、財政調整基金残高の減少など地方財政が厳しい状況にある中、来年度の地方団体の財源を確保する必要性が高いことや、追加税目は殆どの地方団体で減収となることを踏まえ、精算措置は講じないこととしている。 また、地方団体の資金繰りに万全を期す観点から、減収補填債の対象外となる税目についても、特別減収対策債の発行を可能(交付税措置なし)とした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
37	(法)	京都市 (京都府)	精算制度及び減収補てん制度の拡充について	市民税所得割、市町村交付金(地方消費税、配当割、株式譲渡所得割)についても、景気の動向等により増減の大きい税目であるため、安定的に財源を確保できるよう精算・補てんの制度の創設を検討されたい。	一部採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税交付金、軽油引取税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。 なお、財政調整基金残高の減少など地方財政が厳しい状況にある中、来年度の地方団体の財源を確保する必要性が高いことや、追加税目は殆どの地方団体で減収となることを踏まえ、精算措置は講じないこととしている。 また、地方団体の資金繰りに万全を期す観点から、減収補填債の対象外となる税目についても、特別減収対策債の発行を可能(交付税措置なし)とした。
38	(法)	奈良市 (奈良県)	イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金税額控除に係る基準財政収入額への算入	イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金税額控除について、市町村民税(所得割)に関する調の基準税額に反映し、普通交付税で補填すること。	以下の理由により採用しない。 イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金税額控除については、地方団体の判断で行うものであるため、基準財政収入額に反映しないこととしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[配当割交付金]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
39	(法)	京都市 (京都府) 広島市 (広島県)	精算制度及び減収補てん制度の拡充について	市町村交付金(地方消費税、配当割、株式譲渡所得割)等についても、景気の動向等により増減の大きい税目であるため、安定的に財源を確保できるよう精算・補てんの制度の創設を検討されたい。	一部採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税交付金、軽油引取税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。 なお、財政調整基金残高の減少など地方財政が厳しい状況にある中、来年度の地方団体の財源を確保する必要性が高いことや、追加税目は殆どの地方団体で減収となることを踏まえ、精算措置は講じないこととしている。 また、地方団体の資金繰りに万全を期す観点から、減収補填債の対象外となる税目についても、特別減収対策債の発行を可能(交付税措置なし)とした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[株式等譲渡取得割交付金]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
40	(法)	京都市 (京都府) 広島市 (広島県)	精算制度及び減収補てん制度の拡充について	市町村交付金(地方消費税、配当割、株式譲渡所得割)等についても、景気の動向等により増減の大きい税目であるため、安定的に財源を確保できるよう精算・補てんの制度の創設を検討されたい。	一部採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税交付金、軽油引取税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。 なお、財政調整基金残高の減少など地方財政が厳しい状況にある中、来年度の地方団体の財源を確保する必要性が高いことや、追加税目は殆どの地方団体で減収となることを踏まえ、精算措置は講じないこととしている。 また、地方団体の資金繰りに万全を期す観点から、減収補填債の対象外となる税目についても、特別減収対策債の発行を可能(交付税措置なし)とした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[地方消費税交付金]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
41	(法)	横須賀市 (神奈川県)	市民税所得割及び地方消費税交付金の精算制度及び減収補填債制度への追加	市民税所得割及び地方消費税交付金の落ち込みにより、令和2年度における推計基準税額と実績額の乖離額が多くなると見込まれることから、精算制度の対象に追加するとともに、この減収を補填するため、充当先を限定しない減収補填債(特例債)の発行を認めていただきたい。	一部採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税交付金、軽油引取税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。 ただし、財政調整基金残高の減少など地方財政が厳しい状況にある中、来年度の地方団体の財源を確保する必要性が高いことや、追加税目は殆どの地方団体に減収となることを踏まえ、精算措置は講じないこととしている。 また、地方団体の資金繰りに万全を期す観点から、減収補填債の対象外となる税目についても、特別減収対策債の発行を可能(交付税措置なし)とした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[地方消費税交付金]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
42	(法)	京都市 (京都府) 広島市 (広島県)	精算制度及び減収補てん制度の拡充について	市町村交付金(地方消費税、配当割、株式譲渡所得割)等についても、景気の動向等により増減の大きい税目であるため、安定的に財源を確保できるよう精算・補てんの制度の創設を検討されたい。	一部採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税交付金、軽油引取税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。 なお、財政調整基金残高の減少など地方財政が厳しい状況にある中、来年度の地方団体の財源を確保する必要性が高いことや、追加税目は殆どの地方団体で減収となることを踏まえ、精算措置は講じないこととしている。 また、地方団体の資金繰りに万全を期す観点から、減収補填債の対象外となる税目についても、特別減収対策債の発行を可能(交付税措置なし)とした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[地方消費税交付金]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
43	(法)	近江八幡市 (滋賀県) 奈良県 武蔵村山市 (東京都)	新型コロナウイルス感染症による減収にかかる基準財政収入額での補てん措置について	地方消費税交付金については、新型コロナウイルス感染症の影響により算定額と実績額に大きな乖離が見込まれることから、市町村民税法人税割等と同様に精算制度および減収補てん制度を拡充されたい。	一部採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税交付金、軽油引取税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。 なお、財政調整基金残高の減少など地方財政が厳しい状況にある中、来年度の地方団体の財源を確保する必要性が高いことや、追加税目は殆どの地方団体で減収となることを踏まえ、精算措置は講じないこととしている。 また、地方団体の資金繰りに万全を期す観点から、減収補填債の対象外となる税目についても、特別減収対策債の発行を可能(交付税措置なし)とした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地方消費税交付金]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
44	(法)	帯広市 (北海道) 仙台市 (宮城県) 横浜市 (神奈川県) 静岡市 (静岡県) 尼崎市 (兵庫県)	地方消費税交付金における減収補填制度の拡充	地方消費税交付金についても、現行の法人税割・利子割交付金と同様の減収補填制度の対象とすること。	一部採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税交付金、軽油引取税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。 なお、財政調整基金残高の減少など地方財政が厳しい状況にある中、来年度の地方団体の財源を確保する必要性が高いことや、追加税目は殆どの地方団体で減収となることを踏まえ、精算措置は講じないこととしている。